

東日本大震災からの復興の基本方針骨子案

平成 23 年 7 月 21 日

1 基本的考え方

今回の東日本大震災は、被害の甚大性、被災地域の広範さなど極めて大規模なものであるとともに、地震、津波、原子力発電施設の事故による複合的なものである、未曾有の国難であり、国の総力を挙げて復旧・復興に取り組む。

- (i) 本方針は、東日本大震災からの復興に向けた国による復興のための取組みの基本方針であり、また、被災地域の復興計画等の策定に資するため、国の取組みの全体像を明らかにするもの。
- (ii) 復興を担う行政主体は、住民に最も身近で地域の特性を理解した市町村が基本。国は、復興の基本方針を示しつつ、市町村が能力を最大限発揮できるよう、現場の意向を踏まえ、人材、ノウハウ、財政等の面から必要な制度設計や適切な支援を実施。
- 県は、被災地域の復興に当たって、広域的な施策を実施するとともに、市町村の実態を踏まえ、市町村に関する連絡調整や市町村の行政機能の補完等の役割。
- (iii) 復興は、復興基本法第2条の基本理念及び復興構想会議が定めた復興構想7原則にのっとり推進。被災者への正確・迅速な支援情報の提供。
- (iv) 被災地域の復興は、活力ある日本の再生の先導的役割を担うものであり、また、日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はないとの認識を共有。
- (v) 特に、原子力災害からの復興については、国全体としての強い危機意識を共有し、本方針において復旧・復興のための当面の取組みを定めるとともに、これに限ることなく、長期的視点から、国が継続して、責任を持って再生・復興に取り組む。
- (vi) 被災地域の復興に真に必要かつ有効な施策を実施することとし、事業の立案段階から、効率性や費用対効果、透明性等を確保。
- (vii) 国際社会との絆を強化し、内向きでない世界に開かれた復興を目指す。
- (viii) 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場に、女性の参画を促進。

2 復興期間

調整中（「復興に関する財政フレーム検討閣僚級会合」関連。）

3 対象施策

政府は、東日本大震災からの復興のため、以下の施策を実施。

一被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策

一被災者の避難先となっている地域や震災による著しい悪影響が社会経済に及んでいる地域など被災地域と密接に関連する地域において、被災地域の復旧・復興のために一体不可分のものとして緊急に実施すべき施策

一上記と同様の施策のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策

4 あらゆる力を合わせた復興支援

(1) 国の総力を挙げた取組み

国は、あらゆる施策を用いて、市町村の復興を支援。既存の制度を見直し、行政手続の負担の軽減、財政支援、ノウハウや人材の面からの協力など、各府省の総力を挙げて、復興を幅広く深く支援。特に、市町村の行政手続の負担の軽減、財政支援は極めて重要な課題であることから、以下の仕組みを新設。

また、施策を進めるに当たっては、被災地方公共団体との協議の場を設定するなどにより、地方の意見を反映して柔軟に対応。

①「復興特区制度」の創設

(i) 地域が主体となった復興を強力に支援するため、オーダーメードで地域における創意工夫を活かし、旧来の発想にとらわれず、区域限定で思い切った規制・制度の特例や経済的支援などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設。

(ii) 具体的には、被災地域の要望を踏まえ、土地利用再編計画手続きの一元化、迅速化等の規制、手続等の特例措置を講ずるとともに、必要となる税・財政・金融上の支援を検討。また、地域の復興計画づくりの進捗等に応じて、国と地方が協議し、必要となる特例等を迅速に措置していく仕組みを導入。

②使い勝手のよい交付金等

(i) 地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金の仕組みを創設。具体的には、復興に必要となる補助事業を幅広く一括化するとともに、地方公共団体

の実質的負担の軽減を図りつつ、対象の自由度の向上や執行の弾力化、手続きの簡素化等を可能な限り進め、復興プランの評価・公表等を通じて効率性や透明性を確保しつつ、地方公共団体主体の復興を支援。

(ii) 地域において、基金設置等により、制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施が可能となる資金を確保できるよう、必要な支援を実施。

(2) 民間の力による復興

公的主体による復興のほか、復興の担い手、資金等の観点から、民間の力が「新しい公共」として最大限に発揮されるよう支援。具体的には、民間の資金・ノウハウを活用したファンドや官民連携（P P P）、P F I や土地信託手法による復興の促進、就学支援などへの民間・個人の自発的な資金援助の積極的な活用とともに、まちづくりプランナー等の専門家の活用や、N P O、ボランティア等の「新しい公共」の担い手による復興のための活動の促進。

(3) 事業規模と財源確保

調整中（「復興に関する財政フレーム検討閣僚級会合」関連。）

5 復興施策

国は、以下の復興施策を推進。各府省は、被災地方公共団体の意向等を踏まえつつ、所管の復興施策についての当面の事業計画を、可能な限り速やかに策定し、公表。東日本大震災復興対策本部は、各府省が公表したものについて、その一覧性を確保するため、取りまとめを実施。また、事業の進度にあわせて、これを改定。

(1) 災害に強い地域づくり

（高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり）

(i) 復興に当たっては、高齢化や人口減少等の経済社会の構造変化を見据え、変化する宅地需要に段階的に対応するとともに、選択と集中の考え方で必要なインフラの整備に重点化を図るなど、地域づくり、インフラ整備を効率的に推進。

(ii) 高齢者や弱者に配慮したコンパクトなまちづくり、公共交通、暮らしやすさや防犯、景観、再生可能エネルギー・省エネルギー、環境・リサイクル等に配慮したまちづくりなど、東北の地が新しい地域づくりの具体的なモデルとなるよう、地域主体の取組みを支援。

こうした経験を通じ、地域再生制度を見直し。

(「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員)

- (i) 津波災害に対しては、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方から、「逃げる」ことを前提とした地域づくりを基本に、地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防護」を推進。
- (ii) 具体的には、今回のような大規模な津波リスクを考慮に入れ、海岸堤防等の整備、想定浸水区域等の設定、被災地域の復興の拠点となる市街地の整備・集団移転、中高層の避難建築物の整備、避難路・避難場所の整備や避難訓練、警戒避難体制の整備、二線堤の機能を有する道路、鉄道等の活用、土地利用・建築規制等を柔軟に組合せた津波防災まちづくりを推進。大津波に際して、粘り強い防波堤・防潮堤とするための技術的整理。
- (iii) 沿岸部の復興に当たり防災林も活用。
- (iv) 地域の実情に即して多様な用途の立地が可能となるよう「防災集団移転促進事業」を総合的に再検討。
- (v) 大規模盛土造成地が崩れた地区や液状化被害が生じた地区について、所有者個人の支援策の拡充措置の周知・適用及び都市インフラを含めた再度災害防止対策を推進。
- (vi) 迅速な埋蔵文化財調査を可能とする体制整備。

(土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み等)

- (i) 津波による被害等からの復興のため、一体となった土地利用再編が必要な地域において、土地利用の調整を迅速に行うため、都市計画法、農業振興地域整備法、森林法等に係る各種手続を、一つの計画の下で、ワンストップで処理する特例措置を検討。
- (ii) 地域産業の早期再建等を支援するため、先行的に建築や開発を誘導・促進するエリアを市町村等が明確化し、民間の復興活動の円滑化・促進を図れるよう、土地利用調整のためのガイドラインの周知等の推進。
- (iii) 住宅地・農地等の一体的な整備のための事業を検討。
- (iv) 権利者の所在や境界等が不明な土地について、地方公共団体による一時的な土地の管理を可能にする措置を講じるなど、民法上の不在者財産管理制度との整合を踏まえつつ土地の適正な利用や境界の明確化を推進。
- (v) 投機的な土地取得等を防止するため、土地取引の監視のために必要な措置。

(被災者の居住の安定確保)

- (i) 地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを遅滞なく確保できるよう支援。
- (ii) 既存住宅ローンを有する被災者については、ローンの返済条件の見直し、「個

人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用支援等を進め、住宅を新規に取得する被災者については、低利の災害復興住宅融資を供給。また、自力での住宅再建・取得が困難な被災者については、低廉な家賃の災害公営住宅等の制度の改善・活用等を行い、その供給を促進。これらによって、ニーズに応じた多段階な支援を実施。

(市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手)

- (i) 「津波被災市街地復興手法検討調査」等により、被災市町村の要請に応じて、現地の状況把握や復興手法等の整理を行い、被災市町村に提供。「津波浸水シミュレーションの手引き」で、被災地域における復旧・復興計画を支援。被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する支援人材の配置等についての支援及びまちづくり等各種専門職の被災地への派遣や人材確保・データベース化。
- (ii) 公的機関の活用や公的資金の投入だけでなく、復興事業推進のため、民間の資金の活用や土地信託手法、官民連携（PPP）、PFI手法の活用や、「新しい公共」による被災地域の復興についても促進。
- (iii) まちづくりに、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見を反映。

(災害対応制度の創設)

- (i) 津波災害に強い地域づくりを推進するに当たっては、将来起こりうる災害からの復興にも役立つよう、全国で活用可能な一般的な制度を創設。このため、社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会の提言を踏まえ、「津波防災まちづくり制度」を早急に具体化。

等

(2) 地域における暮らしの再生

(地域の支え合い)

- (i) 少子高齢化社会のモデルとして、新しい形の地域の支え合いを基盤に保健・医療、介護・福祉等のサービスを一体的に提供する「地域包括ケア」の体制整備や、医療機能の集約・連携等による地域医療提供体制の再構築を推進。その際、民間が医療・介護機関と連携して行うサービス提供も活用。
- (ii) 被災者が安心して保健・医療（被災者及びその支援者に対する心のケアを含む。）、介護・福祉等のサービスを受けられるよう、施設等の復旧のほか、情報通信技術の活用を含めた環境整備を進め、地域において「絆やつながり」を持ち続けることができるよう取組みを推進。被災者の孤立を防止するとともに、犯罪を防止する取組み等を実施。

- (iii) 子どもと子育て世帯を身近な地域で支え、良質な成育環境を確保するため、子育てサービスの基盤を整備。また、両親が死亡・行方不明の場合には、里親制度を活用する等、被災したすべての子どもについて、心のケアをはじめ長期的視点に立った支援を実施。
- (iv) 高齢化や職業構造の多様化が進む中で、地域社会におけるニーズへの対応や雇用の確保・創出の観点から、個人事業者の育成・事業承継、地域の実情に即したコミュニティ再建なども目指すべき。

(学校施設・教育)

- (i) 避難場所となる学校等について、減災の考え方に基づき、各種施設の整備等のハード面と教職員の役割等ソフト面から防災機能を強化。その際、被災地域の実情を踏まえ、子どもたちの安全・安心を確保するための立地や福祉施設・社会教育施設等との一体的整備等を検討。また、幼稚園・保育所について、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設（認定こども園）等としての再開を支援。
- (ii) 親や身内が被災し、経済的に大きな損失を被った子どもや若者達に、就学援助や奨学金、授業料免除等の多様で手厚い就学支援を引き続き実施。被災した子ども達等の心のケアや健康相談、きめ細かい学習支援を行うため、教職員配置の特例的な措置や切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を実施。
- (iii) 地域の再生に向けて、学校等を拠点に地域住民がともに学び、コミュニティのネットワークを構築するための取組みを推進。
- (iv) 被災地において、グローバル化や産業の高度化など地域社会・地元産業のニーズに対する人材育成を推進するため、先進的な教育の実施や、产学研官の連携による大学、高専、専門学校、専門高校等の取組みに対する支援を実施。

(文化の振興)

- (i) 文化財や歴史資料の修理・修復、伝統行事や方言の再興等の支援、被災した博物館・美術館・図書館などの再建支援、文化芸術活動への支援や芸術祭・音楽祭などの開催、地域におけるスポーツ活動の促進、国際競技大会の招致・開催の推進等。

(雇用対策)

- (i) 仕事を通じて、生活の安定を図るとともに、被災地の復興を支えることが重要。このため、復旧事業等による確実な雇用創出、被災した方々の新たな就職に向けた支援、雇用の維持・生活の安定を政府を挙げて進める「「日本はひとつ」しごとプロジェクト」の推進、雇用創出基金の活用、被災地域におけるハローワーク等の機能・体制の強化等を行うとともに、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施。また、当面の復旧ニーズや震災後の産業構造を踏まえた職業訓練、新産業創出を担う人材の育成等を実施。

- (ii) 被災地域において、人口減少、少子高齢化に対応して第一次産業等の生涯現役の雇用システムを活用した全員参加型、世代継承型の雇用復興、兼業による安定的な就労と所得機会の確保等を支援。若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用を被災地域で確保。
- 等

(3) 地域経済活動の再生

(企業、産業・技術)

- (i) 震災の復興過程で借入依存度を高め資本が毀損した企業に対し、民間の資金・ノウハウも活用した出資（民間への優先分配により民間出資を促進）や資本性の長期融資（政府系融資を劣後ローンとし、民間金融機関からの更なる融資を促進）などの支援策を実施。また、企業の事業継続のための資金繰り支援などを実施。
- (ii) 産業空洞化のおそれがあることにあることに鑑み、サプライチェーンの中核分野となる代替が効かない部品・素材分野と我が国の将来の雇用を支える高付加価値の成長分野における生産拠点・研究開発拠点に対し、国内立地補助を措置。平成23年度税制改正法案に盛り込まれた国税と地方税を合わせた法人実効税率5%引下げについては、与野党間での協議を経て、その実施を確保。
- (iii) 資源の安定供給確保などの空洞化対策を引き続き実施。
- (iv) 東北地方の企業が裨益するインフラ・システムの輸出促進を推進。風評被害の払拭や日本ブランドの信頼性回復を図るため、国内外向けの製品販売及びその物流円滑化のための放射線量測定支援とともに、製品・產品の販路開拓事業を実施。
- (v) 被災地の大学・高専・専門学校・公的研究機関等や産業が強みを有する分野を中心として、研究基盤の早期回復・相互補完機能を含めた強化や共同研究開発の推進等により、産業集積、新産業創出及び雇用創出等を促進。产学官連携により、中長期的・継続的・弾力的な支援スキームによって、復興を支える技術革新を促進するとともに、大学等における復興のためのセンター的機能を整備。
- (vi) 医療関連情報のデジタル化を医療の再生に併せて促進。
- (vii) 地域に密着した生活衛生関係営業者への支援。

(中小企業)

- (i) 資金繰り支援や事業用施設の復旧・整備支援を推進。あわせて、輸出などの海外ビジネス拡大を支援。販路開拓支援、経営支援等を実施。
- (ii) 金融機関に対し、金融機能強化法の震災特例の積極的な活用の検討を促進。

(農業)

- (i) 新たな土地利用調整制度の下で、被災地の復興を図り、日本全国のモデルとなるような取組みを進め、新たな食料供給基地として再生。
- (ii) 被災した農地の除塩、農地・農業用施設等の着実な復旧を図る。その際、被災の程度に応じた農地の復旧可能性の図面を8月までに作成し、営農再開に向けた道筋を示す。経営再開に向けた復旧に係る共同作業を支援するほか、農業経営再建のための金融支援を実施。
さらに、農地の復旧や水利施設等の施設管理体制に対する支援を充実することにより、速やかな農業生産基盤の復旧を図り、農業復興の基礎づくり。
- (iii) 集落での徹底した議論に基づき、地域農業の担い手の創出を図りながら、3つの戦略の組合せで力強い農業構造の実現。
 - ①高付加価値化戦略（資本強化策の構築、専門的アドバイスを行う体制の整備による6次産業化、ブランド再生等の推進）
 - ②低コスト化戦略（大区画化の推進、農地と宅地の一体的整備事業の実施）
 - ③農業経営の多角化戦略（復興ツーリズムや再生可能エネルギー導入、福祉と連携）

(林業)

- (i) 林業、木材産業の復興に当たっては、自立した地域の基幹産業として再生。木質系震災廃棄物を活用した熱電供給をモデル的に推進し、これを間伐材利用のエネルギー供給に移行することで、持続可能な林業経営・エネルギー供給体制を構築。

(水産業)

- (i) 漁船・漁具の復旧、冷凍冷蔵施設等共同利用施設の整備等により漁港・漁場等の復旧を図るほか、漁業経営再開のための支援の実施等により、水産業の復旧を支援。
- (ii) 資源の回復を図りつつ、漁船・船団の近代化・合理化の促進、経営・生産基盤の共同化等により、漁業の体質強化。
- (iii) 水産加工・流通について、6次産業化も視野に、漁業生産と一体的な復興を推進するほか、造船業などの関連産業の復興を支援。
- (iv) 抱点漁港の流通機能等の高度化、漁港間での機能集約と役割分担の取組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保。
- (v) 地域の理解を基礎としつつ、漁業者が主体的に企業と連携できるよう仲介等を進めるとともに、地元のニーズを前提として特区制度を創設。

(観光)

- (i) 第一次産業と並ぶ主要産業である観光業について、風評被害防止のための情

報発信や観光キャンペーンの強化などにより、旅行需要を回復、喚起。また、人材育成や地域プラットフォームの形成等を通じ、自然景観や「食」、文化、国立公園などの地域の豊かな観光資源を活用した東北ならではの観光スタイルを構築。

(二重債務問題)

- (i) 政府の「二重債務問題への対応方針」（平成 23 年 6 月 17 日二重債務問題に関する関係閣僚会合）を踏まえ、ワンストップ相談窓口と新たな「機構」の連携による債権買取り等の一貫した再生支援、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用支援などの各施策を総合的に推進。

(交通・物流、情報通信)

- (i) 被災地の復興支援のため、まず、道路、港湾、臨海鉄道等の物流インフラの早期復旧を図る。
- (ii) まちづくりや産業の復興と一体となった地域特性に応じた鉄道・港湾等の復興、三陸縦貫道等の緊急整備、交通・物流施設への防災機能の付加、類似災害に備えてのソフト面を重視した災害ロジスティクスの構築などにより、災害に強い交通・物流網を構築。また、広域災害時の物資調達・供給・輸送のあり方や仕組みについて検討。
- (iii) 次世代の発展につながるよう、クラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進と一体的に情報通信基盤の環境整備を進め、災害に強いネットワークを構築。
- (iv) 被災地域の地方公共団体と住民が円滑にコミュニケーションできる環境の確保。

(再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上)

- (i) 被災地域における、最新型の太陽光及び風力発電設備の設置を促進。中核となる避難用施設など防災拠点等に再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせたスマートエネルギーシステムを導入するとともにエネルギーの利用効率を高めるスマート・コミュニティ、スマート・ビレッジを被災地域に先駆的に導入し、被災地域の電力需給を安定させ、将来のスマートシステムの先行事例として活用。被災地域への再生可能エネルギーシステムの関連産業の集積を促進。

(自立・分散型エネルギーシステムと環境先進地域の実現)

- (i) 環境先進地域（エコタウン）を東北に実現するため、自立・分散型エネルギーシステムの導入、森・里・海の連環を取り戻すための自然の再生などによる自然共生社会の実現、地域の廃棄物のリサイクル等の徹底による先進的な循環型社会の形成を促進。

(膨大な災害廃棄物の処理の促進等)

- (i) 膨大な災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう市町村の災害廃棄物の処理を国が代行できる制度の創設や、有害物質の監視、アスベストの飛散及びばく露防止対策、情報の収集等を実施。

等

(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり

(電力安定供給の確保とエネルギー戦略の見直し)

- (i) 製造業の空洞化、海外企業の日本離れを防ぐため、電力の安定供給を確保。このため、今回の原発事故の原因究明とその影響の評価、事故対応の妥当性の検証の徹底と安全確保。加えて、エネルギー戦略の見直しを総合的に推進。中長期的には、再生可能エネルギー、省エネルギー、化石燃料のクリーン利用分野等の革新的技術開発を実施。
- (ii) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」の早期成立を図る。

(再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等の推進)

- (i) 住宅用太陽光発電及びBEMS(建物のエネルギー管理システム)の導入を促進。また、電力の安定供給に資する蓄電池を加速度的に普及させるため、必要な支援措置を実施するとともに、自家発電設備・高効率ガス空調設備等の導入を促進。

(世界に開かれた復興)

- (i) 日本再生に関する情報発信、風評被害対策や「クールジャパン」の推進等により、日本ブランドを再構築し、日本製品の信頼性の回復、青少年交流等により日本再生に関する内外の相互理解を促進。
- (ii) 引き続き自由貿易体制を推進し、外国からの投資促進やポイント制活用による高度外国人材の受入促進等により、外国の活力を取り込んだ日本経済の再生。
- (iii) 災害の経験や復興の過程で得た教訓を国際公共財として海外と共有するため、アジア太平洋地域を中心とした途上国の人材育成等の国際協力を積極的に推進。
- (iv) 外国人留学生に対する適切な災害情報の提供等の支援。

(社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進)

- (i) 震災によって高まることが懸念される社会的排除リスクに対応して、誰もが社会参加の促進と潜在能力を発揮できる環境を整備する社会的包摂の実現。
- (ii) NPO法人の新認定制度の施行の円滑化など、「新しい公共」の枢要な扱い手

であるNPO法人等の力が最大限に發揮される仕組みの構築。

(今後の災害への備え)

- (i) 現在開催中の中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」を踏まえ、今後の津波防災対策の検討を引き続き実施。
- (ii) 東海・東南海・南海地震による被害像の明確化及び被害軽減のための対策を検討するほか、広域応援体制や膨大な数の避難者対策、帰宅困難者対策など首都直下地震対策を検証するとともに、庁舎等が被災した場合の公的機関の業務継続体制の強化、地震・津波の予測・観測体制の強化、津波予報のあり方、政府の危機管理体制の強化等を検討。
- (iii) 大災害時に、国民の生命・身体・財産を守るとともに、経済社会活動が円滑に行われるよう、最大規模の外力に対するリスク評価を行い、防災拠点・情報伝達体制・警戒避難体制の整備、社会基盤の防災対策の強化とルートの多重化、災害に強い供給網の構築、企業の事業継続の取組みの促進等。
- (iv) 国土の防災性を高める観点から、広域的な国土政策のあり方を整理。
- (v) 今回の地震・津波災害、原子力災害を踏まえ、警察、消防、海上保安庁、自衛隊や「共助」を担う主体である消防団などの装備や活動等のあり方について検証を行い、災害応急対策、対処能力の向上、地方公共団体との連携及び関連研究を強化。
- (vi) 国と地方公共団体の連携強化を図るため、地方公共団体が策定する地域防災計画の充実を働きかけるとともに、関係機関が防災訓練に積極的に参加。
- (vii) 我が国を含む、アジア太平洋地域における大規模災害発生時の後方支援の拠点の設置。
- (viii) 「逃げる」ことを含めた防災教育の推進。各種機関が持つ映像をはじめ様々な資料や証言集等を活用し、ホームページやその他ツールを用いて、津波に関する啓発の充実強化や減災教育のための教材を作成。災害発生時に治安上の問題が生じないよう、地域社会の絆の強化と犯罪の起きにくい地域づくり。災害時要援護者への配慮。
- (ix) 医療施設等の防災対策の強化。上下水道の耐震化・広域化の推進。危機管理情報網の再構築。学校・試験研究機関の防災対策の推進や危機管理機能のバックアップ。
- (x) 災害に強い石油・ガス等の製造供給設備、供給網の整備。
- (xi) 災害を想定した食品・飼料のサプライチェーン対策。
- (x ii) 災害廃棄物の迅速な処理、浄化槽の整備など災害に強い廃棄物処理体制の構築。
- (x iii) 災害発生後の迅速な被害把握や防災関係機関の情報を一元的に集約し横断的な情報共有を図るため、総合防災情報システムの機能拡充とその情報通信網で

ある衛星通信回線の機能強化。

- (x iv) 「情報セキュリティ 2011」(平成23年7月8日情報セキュリティ政策会議決定)に基づき、災害時に強靭な情報システムの構築等、大規模災害時における安全性・信頼性の向上を図る。
- (x v) 被災地の行政担当者や地域住民、国の現地災害対策本部職員等からの聴き取り等により、発災時の具体的な状況や避難行動、その後の行政等の対応等について、把握・検討。
- (x vi) 災害の発生地域、発生規模、発生時期等に応じて、避難所において良好な生活環境の確保を図るための指針となる考え方や支援のあり方を検討。
- (x vii) 被災者の生活再建にあたり、避難所から仮設住宅、恒久住宅といった住まいの確保、支援金・義援金の支給等の金銭的支援に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等、各個人・世帯の生活全般に渡る生活再建をきめ細かく支援していくための具体的な取組方策について検討。

(震災に関する学術調査、災害の記録と伝承)

- (i) 今後の防災対策の詳細な調査研究。その際、地震・津波の発生メカニズムの分析・解明やこれまでの防災対策の再検証やリスクコミュニケーションのあり方の検証等。
- (ii) 大震災に関する研究、国際共同研究を推進。
- (iii) 地震・津波災害、原子力災害の記録・教訓の収集・保存・公開体制の整備。
- (iv) 被災地域における公文書等の保全・保存。
- (v) 国内外で過去発生した地震・津波災害の教訓も共有。
- (vi) 地元発意による鎮魂と復興の象徴となる森や丘の整備を検討。

等

6 原子力災害からの復興

国は、地方公共団体と調整を行い、できるだけ速やかに、原子力災害からの復興のための協議の場を立ち上げ、復興に向けた検討を実施する。特に、下記の事項については、その迅速な対応を図る。

- (i) 国は原子力災害の応急対策、復旧対策、復興について責任を持って対応。復興に向けた大前提として、国が責任を持って、一刻も早く原発事故を収束。内外の信認を回復させるような取組み(例えばIAEAを含む世界の専門家による、原発事故の収束、安全基準の設定、除染技術等に関する提案の活用等)。応急対策拠点施設の体制や情報提供体制を強化するとともに、被災者や被災地方

公共団体への支援、放射性物質で汚染された土壌等の除染や廃棄物の適切な処理方法の確立、継続的な健康管理、放射線量等きめ細かで抜け落ちのないモニタリングとそのわかりやすい情報提供、さらに、科学技術により検証された情報提供等を着実に実施。これらにより風評被害にも対応。

- (ii) 食品中の放射性物質に係る安全対策に必要な体制整備、調査研究。子どもたちが受ける線量（内部被ばくを含む）を低減させる取組み。原発労働者の長期的対応も含めた健康管理対策の実施。
- (iii) 「原子力損害賠償支援機構法案」の早期成立を図り、被災者への迅速かつ適切な賠償を支援。また、事業再建を行う事業者や風評被害に苦しむ事業者の雇用の維持を支援。
- (iv) 避難区域等の設定により市町村の区域外への避難を余儀なくされた住民に対する行政サービスを避難先の地方公共団体で処理する特例及び住所移転者と元の地方公共団体との関係を維持するための措置について制度化。
- (v) 福島県においては、放射性物質による汚染を除去する必要があるため、大学、研究機関、民間企業等の協力の下、内外の英知を結集する開かれた研究拠点を形成。
- (vi) 放射線に関する住民の不安の高まりに対応するため、放射線やその除染に関する情報提供や住民とのコミュニケーション活動を継続的に実施。
- (vii) 福島県を、医薬品・医療機器・医療ロボットの研究開発、製造拠点とするため、産学官連携で医薬品・医療機器の最先端研究開発。あわせて先端的な医療機関を整備。再生可能エネルギーに関わる研究拠点の整備と、関連産業の集積を支援。

等

7 復興支援の体制等

(1) 復興対策本部・現地対策本部の役割

- (i) 復興庁（仮称）の創設までの間、復興対策本部が、復興に関する各種方針の企画・立案・総合調整と、各府省が実施する復興のための施策の推進・総合調整を実施。
- (ii) 復興対策本部の現地対策本部は、被災した地方公共団体から見て、ワンストップの対応が可能な一元的窓口。調整すべき諸課題は、可能な限り現地で迅速に調整。
- (iii) 各府省も、被災地域の出先機関が、現地で迅速な判断ができるよう、復興のための施策の実施に必要な事務・権限の出先機関への委任等を実施。

(2) 復興庁（仮称）の検討

- (i) 全体像について年内に成案。その後、設置法案を、速やかに国会に提出。
- (ii) このため、検討体制として、復興庁準備室（仮称）を速やかに立ち上げ。

(3) フォローアップ等

- (i) 東日本大震災復興対策本部は、毎年度、本方針のフォローアップを行い、公表。
- (ii) 本方針は、復興施策の進捗状況、原子力災害の復旧の状況、復興構想会議における今後の議論、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、必要な見直し。

※今後、案文作成の段階で、項目の追加、統合、入替えその他の変更があり得る。